

2018年6月12日

株式会社サンフラワー 御中

機密保持に関する誓約書

（以下、「当社」という。）は、当社による本誓約末尾記載の案件（以下、「本案件」という。）の取得等を検討することを目的（以下、「本件目的」という。）として、株式会社サンフラワー（以下、「貴社」という。）から開示される情報について、以下の事項を遵守することを誓約（以下、「本誓約」という。）致します。

第1条（定義）

本誓約において機密情報（以下、「機密情報」という。）とは、口頭、書面、電子媒体（電子メール等）又はその他の開示方法を問わず、貴社が当社に開示する本件目的に係る一切の情報とする。

第2条（機密保持）

当社は、本誓約における機密情報を本件目的のためにのみ使用するものとし、貴社の書面（但し、貴社が認めた場合は口頭）による事前の承諾なしに第三者に開示しないものとする。但し、機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りではない。

- (1) 貴社から開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (2) 貴社から開示された後、当社の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (3) 貴社から開示された時点で、既に当社が機密保持義務を負うことなく適法に保有していたもの
 - (4) 当該機密情報の開示に関して、正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく当社が入手したもの
2. 以下に掲げる者は、前項にいう第三者には該当しないものとする。
- (1) 本件目的のために必要な範囲内の当社の取締役、執行役、監査役、従業員（以下、総称して「役職員」という。）
 - (2) 本件目的のために当社が依頼する弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士（以下、総称して「専門家」という。）

3. 前 2 項に従い役職員、専門家又は第三者に機密情報を開示する場合、当社は当該開示を受ける者（以下、「被開示者」という。）に対し、本誓約に基づく機密保持義務と同等の義務を遵守させるものとし、被開示者によるかかる機密保持義務のいかなる違反に対しても責任を負うものとする。

4. 第 1 項にかかわらず、当社は、政府機関又はその他正当な権限を有する者から法令に基づいて機密情報の開示を要請された場合には、これに応ずることができるものとする。

第 3 条（機密情報に関する責任）

当社は、貴社が機密情報の内容の真実性、正確性及び完全性につき何らの表明及び保証（明示か黙示かを問わない）を行うものではなく、また、当社又は第 2 条第 3 項に規定する被開示者による機密情報の利用に関し、貴社が何らの責任を負うものではないことを了承する。

第 4 条（機密情報の管理）

当社は、貴社から取得した機密情報の取り扱いに関して、必要かつ適切な安全管理措置を講じ、貴社の機密情報について善良なる管理者の注意をもって管理する。

第 5 条（機密情報の返還・廃棄）

当社は、貴社から請求があった場合、当社の費用において、本件目的に関して開示された書面、フロッピーディスク、データその他の有体又は無体の機密情報（写しによって生じたものを含む）を速やかに貴社に返還、又は当社において適切な方法で破棄する。また、貴社から請求があった場合には、当社は廃棄証明書を貴社に提出する。

第 6 条（反社会的勢力等の排除）

当社は、貴社に対し本誓約差入時において、当社の役職員、当社の親会社、当社の関係会社、当社の主要株主等当社の関係者が第 2 項各号のいずれの場合にも該当しないことを表明及び保証する。

2. 当社が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続きを要しないで、貴社は本誓約差入後であっても無条件で本誓約及び本案件の取得等に係る全ての契約を解除することができるものとする。

- (1) 当社（当社の役員、実質的に経営権を有する者等を含む。以下、本項において同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる反社会的な集団又は個人（以下、総称して「反社会的勢力」と

いう。)である場合。

(2) 当社が、反社会的勢力と人的・資本的・経済的に深い関係にあると認められる場合。

(3) 当社が、自ら若しくは第三者を利用して、以下に掲げるいずれかの行為を行う、又はそのおそれがあると貴社に判断された場合。

①反社会的勢力であることを標榜した場合

②反社会的勢力を利用した場合

③詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いた場合

④名誉や信用等を毀損した場合

⑤業務を妨害した場合

⑥違法行為又は法的責任を超えた不当要求行為をした場合

⑦不法又は不正な取引を行った場合

⑧金融・不動産市場の秩序を乱すような行為を行った場合

⑨風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害した場合

3. 当社は、機密情報を第三者に開示する場合、開示する第三者にも、前項の規定を遵守させるものとし、当該第三者が前項各号のいずれかに該当したときは、貴社は催告その他の手続きを要しないで、本誓約差入後であっても無条件で本誓約及び本案件の取得等に係る全ての契約を解除することができるものとする。

4. 当社は、第2項又は第3項に違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、貴社に直ちに通知する。

5. 第2項又は第3項の規定に基づき本誓約及び本案件の取得等に係る契約が解除された場合、当社は、本解除により生じた貴社の損害を貴社に対して賠償する。

6. 第2項又は第3項の規定に基づき本誓約及び本案件の取得等に係る契約が解除された場合、当社は、本解除により生じた当社の損害について、貴社に対し一切の請求を行わないものとする。

第7条（機密保持の期間）

本誓約に基づく機密保持義務は、本誓約差入の日から1年間存続するものとし、第5条に基づく返還若しくは廃棄が行なわれた後も、本誓約の存続期間中は、本誓約に定める権利・義務は消滅しないものとする。但し、第8条の規定については、存続期間満了後もその効力が存続するものとする。

第8条（損害賠償）

当社又は第2条第3項に規定する被開示者が本誓約の各条項に違反した場合には、当社はその責めに任じ、当該違反に関連して貴社又は第三者に生じた一切の

損害を賠償する責を負うものとする。

第9条（協議）

当社は、本誓約に規定のない事項及び本誓約の条項に関する疑義について、貴社と誠意をもって協議し、解決する。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

本誓約は日本法を準拠法とし、本誓約に係る問題は日本法に従って取り扱われるものとする。

2. 本誓約に関して紛争が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

（本案件の表示）

（土地）

所在地	在	東京都新宿区高田馬場一丁目
地目	番	305番3、305番15、305番16
地積	目	宅地
	積	合計568.61m ²

（建物）

所在地	在	東京都新宿区高田馬場一丁目305番地3
家屋番号		305番3の2
種類	類	店舗、事務所、共同住宅
構造	造	鉄筋コンクリート造陸屋根 地下1階付6階建
床面積	積	合計2,954.28m ²

以上

